島原市報道資料

平成27年9月25日

報道関係者　各位

島原市市長公室

台風18号大雨等災害に係る災害救助法適用被災地への災害見舞金の送金について

標記の災害により、災害救助法が適用された被災自治体に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により、 島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

1　島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額

（1）台風18号大雨等災害

①茨城県に対し、50 万円…10 自治体分

※10 自治体　古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、境町の8市2町

②栃木県に対し、50 万円…8自治体分

※8自治体　栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、壬生町、野木町の6市2町

③宮城県に対し、50 万円…8自治体分

※8自治体　仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、松島町、大和町、加美町、涌谷町の4市4町

合　計 150 万円

※茨城県、栃木県、宮城県の義援金取扱口座へ平成27年9月30日　送金

有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市　島原

担当　秘書人事課
秘書広報班　　松﨑
電話　0957-63-1111（内線 127）
E-mail　e-matsuzaki@city shimabara lg jp